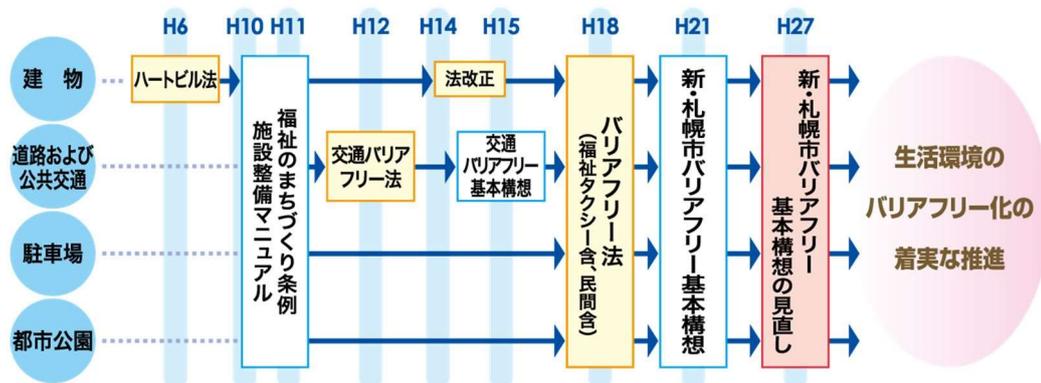


1-1 新・札幌市バリアフリー特定事業計画について

(1) 新・札幌市バリアフリー基本構想の策定と見直し（スパイラルアップ）

バリアフリー基本構想とは、平成18年に策定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下バリアフリー法）」に基づき、高齢者、障害のある方等が利用する施設（生活関連施設）が集まった地区（重点整備地区）において、重点的・一体的にバリアフリー化を推進することをねらいとして、自治体が策定するものです。

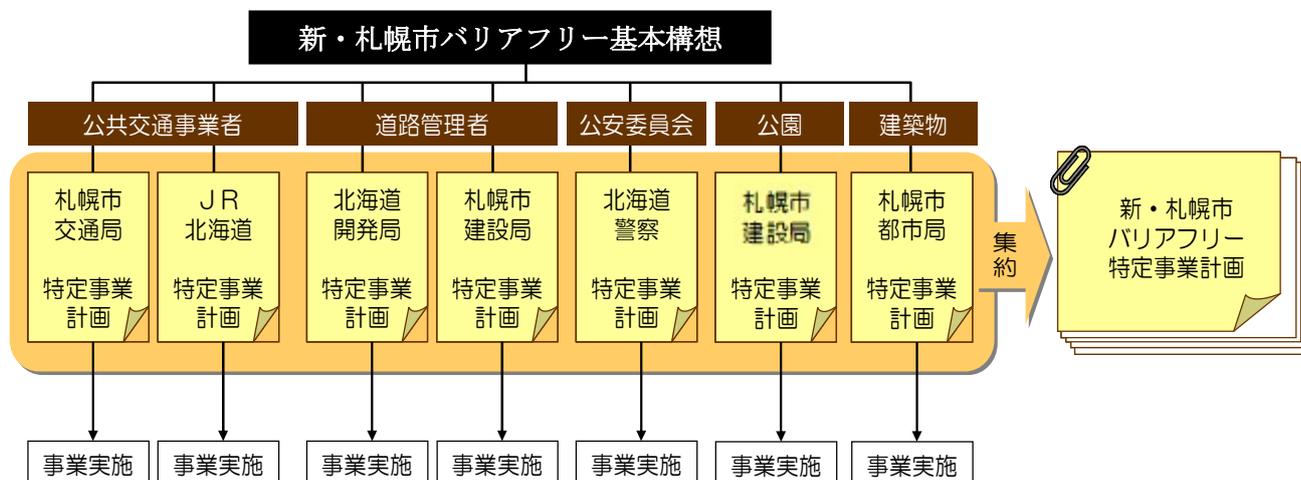
札幌市では、平成21年に「新・札幌市バリアフリー基本構想」を策定し、国の取組と並行してバリアフリー環境の整備に取り組んでおります。



(2) 新・札幌市バリアフリー特定事業計画

「新・札幌市バリアフリー基本構想」を実現するために、各施設管理者等が実施計画である特定事業計画を策定しており、さらに、これらを「新・札幌市バリアフリー特定事業計画」として取りまとめることで、各施設管理者間で連携した事業を計画的に実施しております。

また、特定事業計画は、定期的に進捗状況の確認と計画の見直しを行うこととしており、着実なバリアフリー化の推進を図っています。



新・札幌市バリアフリー特定事業計画のイメージ

1-2 重点整備地区一覧

「新・札幌市バリアフリー基本構想」において設定した重点整備地区は、次の 53 地区です。このうち、地域交流拠点[※]や、利用者数が 25,000 人/日以上（平成 26 年度末時点）の旅客施設を含む地区から優先的に整備を行うことを基本とします。

整備の時期については、重点整備地区の優先度に加え、施設の利用状況や耐用年数、他施設や他事業の整備状況などを考慮した上で検討します。

※地域交流拠点とは、交通結節点である主要な地下鉄・JR 駅の周辺で、都市基盤の整備状況や機能集積の現況・動向などから、地域の生活を支える主要な拠点としての役割を担う地域のほか、区役所を中心に生活利便機能が集積するなどして区の拠点としての役割を担う地域

主な所在地	重点整備地区名	中心となる施設	面積 (ha)	優先地区	生活関連経路延長 (m)
中央区	都心	札幌駅・大通駅等	407	○	50,300
	桑園	J R 桑園駅	61		2,630
	苗穂	J R 苗穂駅	68		2,770
	西 18 丁目	西 18 丁目駅	86	○	6,790
	円山	円山公園駅	80	○	4,270
	西 28 丁目	西 28 丁目駅	68		2,980
	中島公園・幌平橋	中島公園駅・幌平橋駅	125		3,970
北区	新川	J R 新川駅	75		2,470
	北 12 条	北 12 条駅	39		4,540
	北 18 条	北 18 条駅	76		4,930
	北 24 条	北 24 条駅	117	○	7,330
	北 34 条	北 34 条駅	86		4,860
	麻生	麻生駅・J R 新琴似駅	169	○	9,510
	篠路	J R 篠路駅	48	○	1,920
	あいの里	J R あいの里教育大駅	25		1,420
東区	北 13 条東	北 13 条東駅	63		5,340
	光星	東区役所前駅	99	○	4,060
	環状通東	環状通東駅	106		2,990
	元町	元町駅	122		2,960
	新道東	新道東駅	103		2,830
	栄町	栄町駅	107	○	2,800

主な所在地	重点整備地区名	中心となる施設	面積 (ha)	優先地区	生活関連経路延長 (m)
白石区	菊水	菊水駅	103		4,930
	東札幌	東札幌駅	140		5,830
	白石	白石駅	125	○	4,590
	J R白石駅	J R白石駅	118		4,660
	南郷7丁目	南郷7丁目駅	165		4,960
	南郷13丁目	南郷13丁目駅	122		3,660
	南郷18丁目	南郷18丁目駅	105		3,630
厚別区	大谷地	大谷地駅	77	○	3,040
	ひばりが丘	ひばりが丘駅	80		2,870
	厚別副都心	新さっぽろ駅・J R新札幌駅・J R厚別駅	154	○	10,550
	森林公園	J R森林公園駅	53		2,420
豊平区	学園前	学園前駅	74		4,870
	豊平公園	豊平公園駅	89		3,120
	中の島	中の島駅	45		1,790
	平岸	平岸駅	107	○	4,350
	南平岸	南平岸駅	105		3,820
	美園	美園駅	101		5,590
	月寒中央	月寒中央駅	95	○	4,060
	福住	福住駅	75	○	2,430
清田区	清田	清田区役所	99	○	4,660
南区	澄川	澄川駅	112	○	4,040
	澄川南	自衛隊前駅	24		1,430
	真駒内	真駒内駅	61	○	2,100
西区	二十四軒	二十四軒駅	91		4,590
	琴似	琴似駅・J R琴似駅	195	○	8,630
	発寒中央	J R発寒中央駅	134		2,950
	発寒	J R発寒駅	91		2,550
	発寒南	発寒南駅	97		3,710
	宮の沢	宮の沢駅	105	○	4,790
手稲区	稲積公園	J R稲積公園駅	88		2,110
	手稲	J R手稲駅	118	○	5,470
	星置	J R星置駅	122		2,810

1-3 重点整備地区におけるバリアフリー化の基本方針

【連続した歩行空間ネットワークの形成】

- ・ 生活関連施設相互を結ぶ生活関連経路は、1 つ以上のバリアフリー化された経路を確保し、連続した歩行空間ネットワークを形成することにより、その地区を利用する人が安全で快適に目的地まで到達できるようにします。
- ・ 地区のあるべきネットワーク全体の観点から、人通りが多いなどバリアフリー化の必要性が高い道路を生活関連経路に位置付けることにより、さらなる歩行空間ネットワークの充実化を図ります。

【生活関連施設及び車両のバリアフリー化を推進】

- ・ 生活関連施設や都市公園、路外駐車場及び車両において、着実な事業進捗により、高齢者、障がいのある方等、全ての施設利用者を対象としたバリアフリー化を段階的に図っていくこととします。

【市民、施設管理者、行政の協働】

- ・ 各施設管理者が施設などのハード面におけるバリアフリー整備を行うだけでなく、市民・企業・行政が施設利用者の立場に立ち、地域全体のバリアフリー化における役割を認識し、緊密に連携し協働します。
- ・ 「心のバリアフリー」に関する啓発活動や教育活動、広報活動の更なる推進により、ハード面ばかりでなくソフト面からもバリアフリー化された地域を目指します。

1-4 バリアフリー化整備の内容

【 旅客施設 】

主に利用者数 3,000 人/日以上 of 鉄道駅（JR、地下鉄）やバスターミナル、路面電車停留場について、バリアフリー整備を進めるとともに施設の適正な維持管理を行います。

また、新たに整備する路面電車停留場についてもバリアフリー化を図ります。

- （ 対象施設の整備状況は
「2-1 対象施設のバリアフリー化状況」をご覧ください。 ）
- （ 重点整備地区の地区図及び対象施設の整備計画等は
「3-1 重点整備地区毎の事業計画一覧」をご覧ください。 ）

【 車両 】

車両更新時期などにあわせ、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政が協力しながら、バリアフリー化された車両の導入を図ります。

【 道路 】

優先度が高い重点整備地区の「主要な生活関連経路」から優先的にバリアフリー整備を進めるとともに、舗装面の補修など、適正な維持管理を行います。

また、生活関連経路上で、道路拡幅や無電柱化、大規模な舗装補修など、他事業の実施予定がある場合には、他事業と同時にバリアフリー整備を行うなど、施工年次を適宜調整します。

- （ 対象施設の整備状況は
「2-1 対象施設のバリアフリー化状況」をご覧ください。 ）
- （ 重点整備地区の地区図及び対象施設の整備計画等は
「3-1 重点整備地区毎の事業計画一覧」をご覧ください。 ）

【 信号機等 】

道路のバリアフリー化の進捗を考慮しながら、主要な生活関連経路にある信号機などのバリアフリー整備を進めるとともに、適正な維持管理を行います。

- （ 対象施設の整備状況は
「2-1 対象施設のバリアフリー化状況」をご覧ください。 ）
- （ 重点整備地区の地区図及び対象施設の整備計画等は
「3-1 重点整備地区毎の事業計画一覧」をご覧ください。 ）

【 路外駐車場 】

特定路外駐車場の届出の機会に、駐車場管理者へ協力要請を行いながら、「バリアフリー法」や「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づく指導・助言を行います。

また、障がいのある方等用駐車場などの利用適正化のため、利用マナーに関する啓発活動を実施します。

（ 現在、札幌市が設置・管理を行う特定路外駐車場はありません ）

【 都市公園 】

新設・再整備等にあわせて、札幌市が所有する都市公園について、バリアフリー整備を進めるとともに、施設の適正な維持管理を行います。

（ 対象施設の整備状況は

「2-1 対象施設のバリアフリー化状況」をご覧ください。 ）

（ 重点整備地区内で札幌市が所管する生活関連施設の都市公園の整備計画等は

「3-1 重点整備地区毎の事業計画一覧」をご覧ください。 ）

【 建築物 】

新築、改築時にバリアフリー化が義務付けられている延べ床面積 2,000 m²以上の札幌市が所有する特別特定建築物については、建築物の保全改修に合わせ、施工性・費用・利用実態等を考慮しながら整備項目について総合的に検討し整備を進めます。

また、延べ床面積 2,000 m²未満の建築物についても、上記に準じて検討し、整備を進めます。

民間の施設については、建築確認申請提出前の届出において「バリアフリー法」や「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化に向けた指導・助言を行います。また、改善促進のため「施設整備資金融資制度」を進めていきます。

（ 対象施設の整備状況は

「2-1 対象施設のバリアフリー化状況」をご覧ください。 ）

（ 重点整備地区内で札幌市が所有する対象施設の整備計画等は

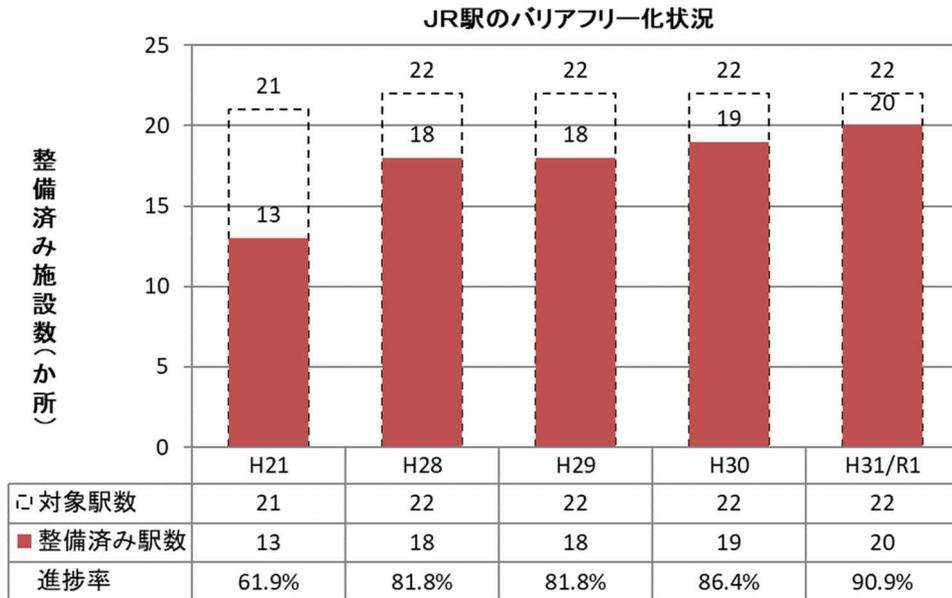
「3-1 重点整備地区毎の事業計画一覧」をご覧ください。 ）

2-1 対象施設のバリアフリー化状況

○ 旅客施設の整備状況

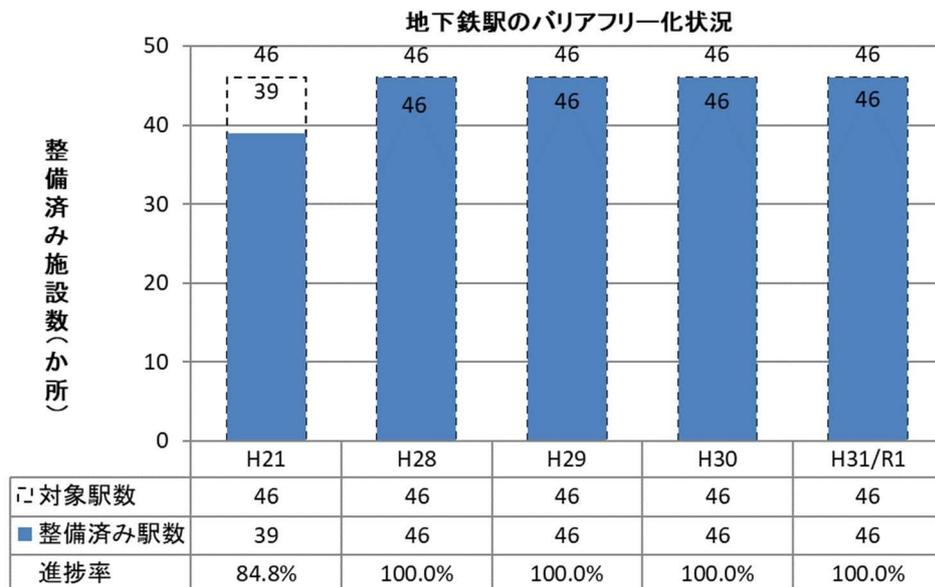
(1) JR の整備状況

利用者数 3,000 人/日以上 の JR 駅の整備状況は次のとおりです。



(2) 地下鉄駅の整備状況

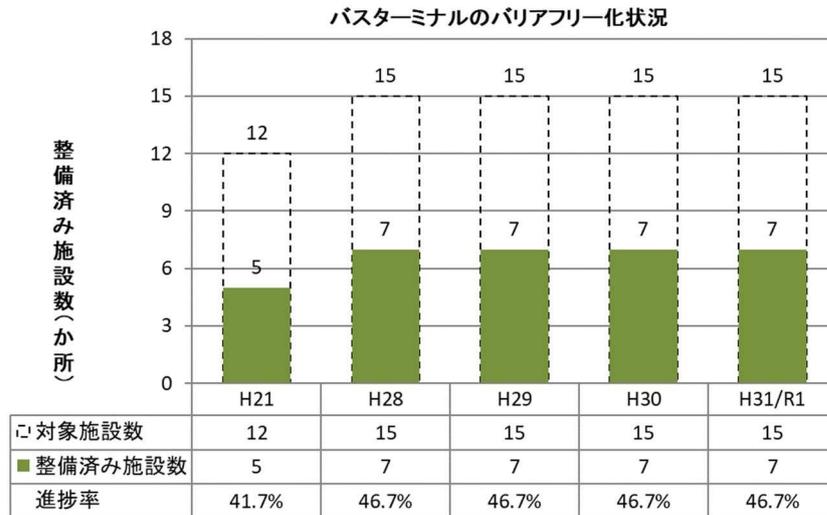
利用者数 3,000 人/日以上 の地下鉄駅の整備状況は次のとおりです。



地下鉄駅では、平成 23 年度までに全駅におけるバリアフリー整備が完了しており、平成 28 年度には、視覚障がい者等の転落等防止のため、全駅へのホームドアの設置が完了しています。さらに、エレベーター利用者の迂回短縮などの観点から、地下鉄駅におけるエレベーターの増設など、駅の利便性の向上に向けて取り組んでいます。

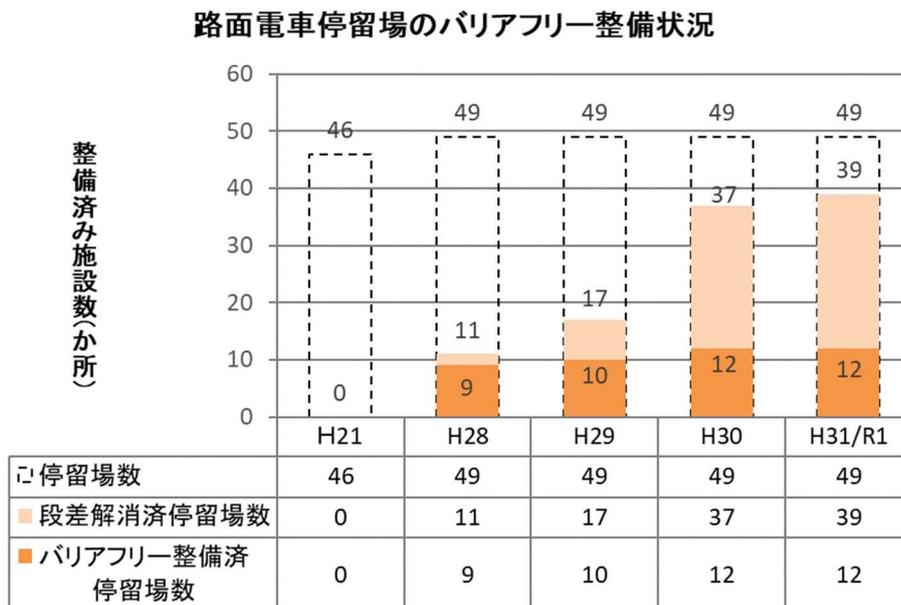
(3) バスターミナルの整備状況

利用者数3,000人/日以上または駅近接のバスターミナルの整備状況は次のとおりです。



(4) 路面電車の停留場の整備状況

路面電車の停留場の整備状況は次のとおりです。



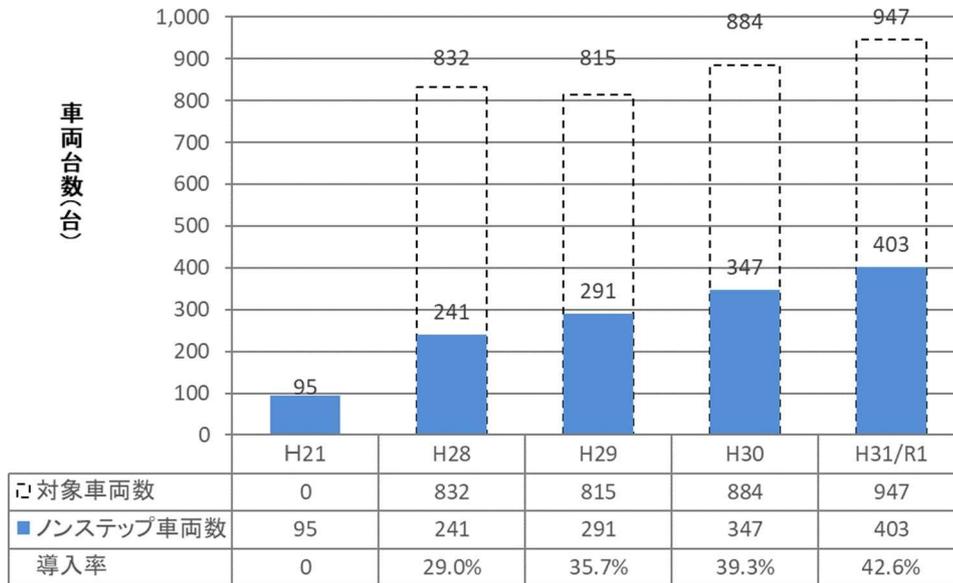
利用者数が3,000人/日以上 of 停留場（西4丁目停留場及びすすきの停留場）について、平成29年度までにバリアフリー法に基づくバリアフリー整備が完了しています。

○車両のバリアフリー状況

(1) バスの整備状況

ノンステップバスの導入状況は次のとおりです。

バスのバリアフリー整備状況



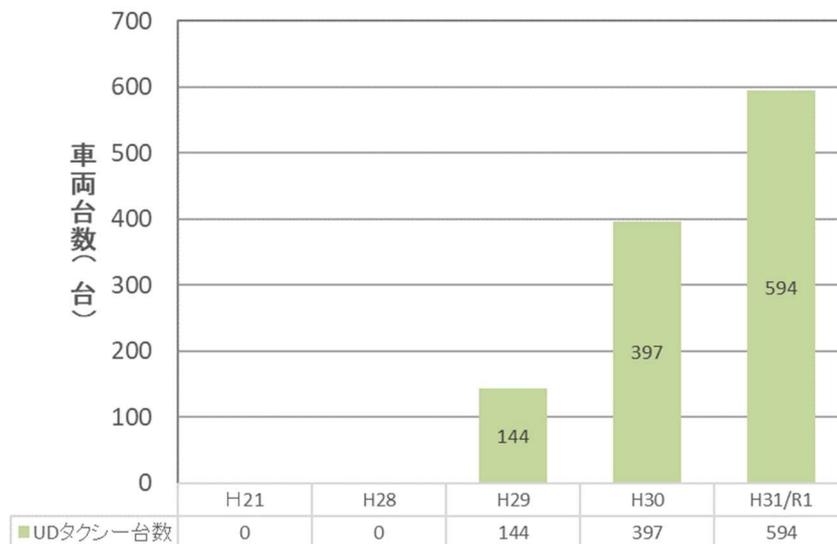
(2) タクシーの整備状況

平成 29 年度から、UD タクシー※の導入について補助を行っており、令和 2 年 3 月末時点で、札幌市内で 594 台が導入されています。

※UDタクシー（ユニバーサルデザインタクシー）

車いすの乗降のためのスロープや、手すり等が設置されており、高齢者や車いすを利用している方等、誰もが利用しやすい構造になっているタクシー。

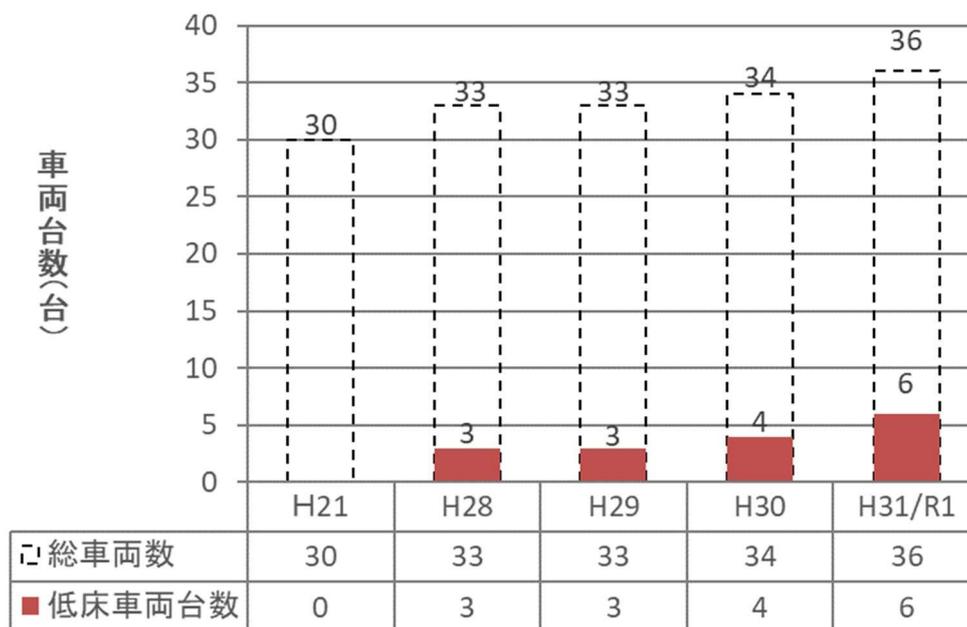
UDタクシーの導入状況



(3) 路面電車の整備状況

低床車両の導入状況は次のとおりです。

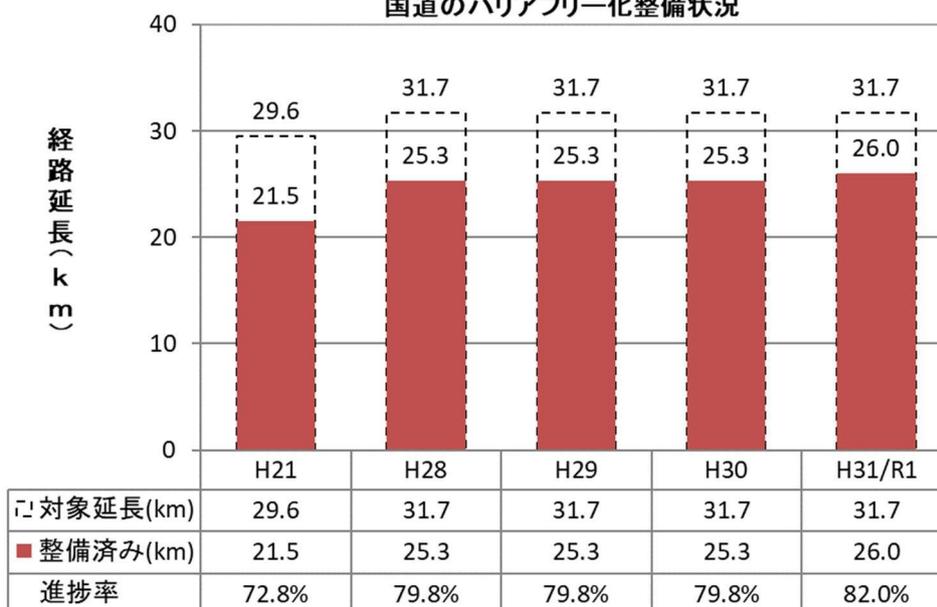
低床車両の導入状況



○ 道路の整備状況

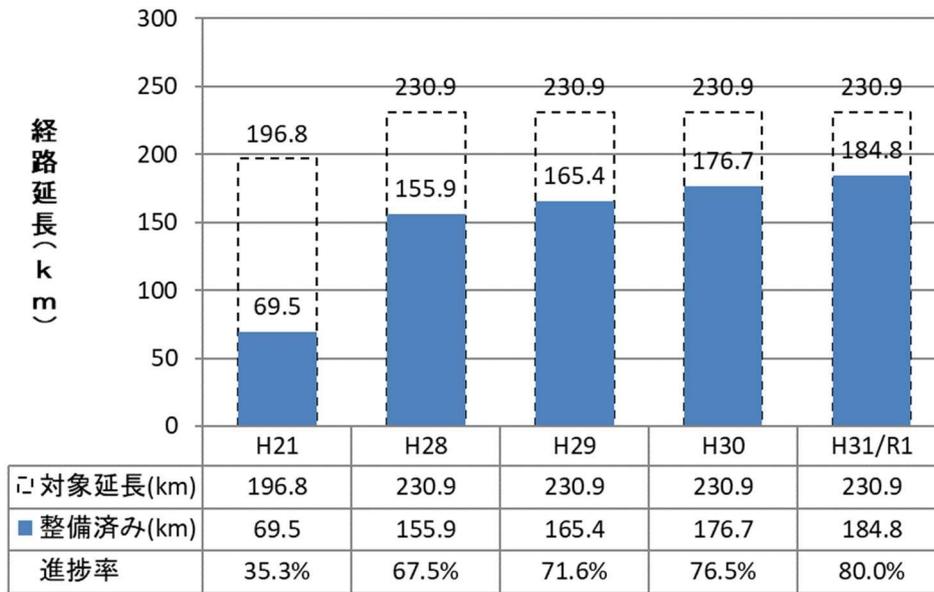
北海道開発局及び札幌市が管理する生活関連経路の整備状況は次のとおりです。

国道のバリアフリー化整備状況



※主要な生活関連経路及びその他の生活関連経路を対象とする

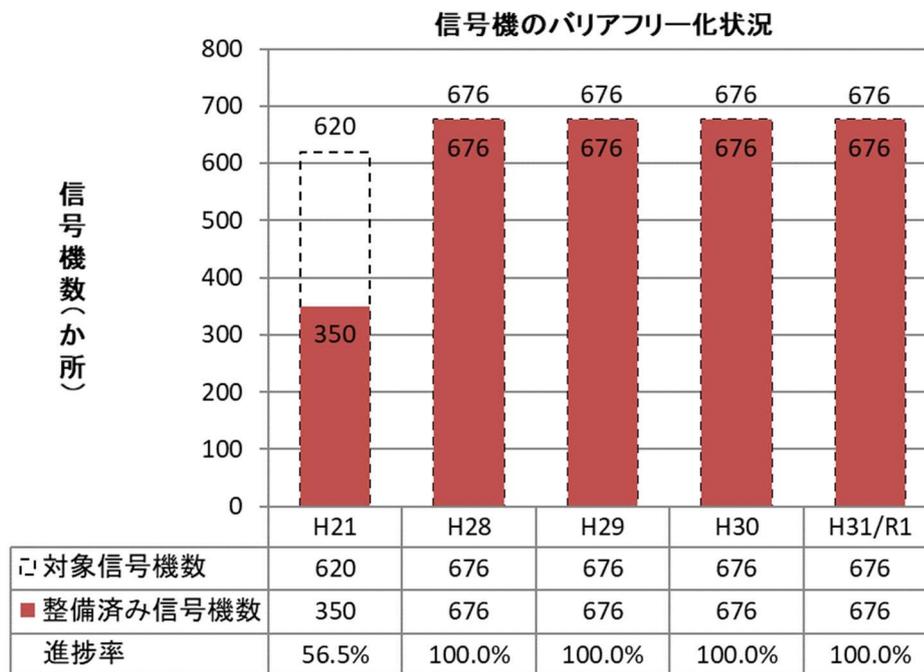
市道+道道のバリアフリー化整備状況



※主要な生活関連経路及びその他の生活関連経路を対象とする

○ 信号機の整備状況

主要な生活関連経路にある信号機の整備状況は次のとおりです。



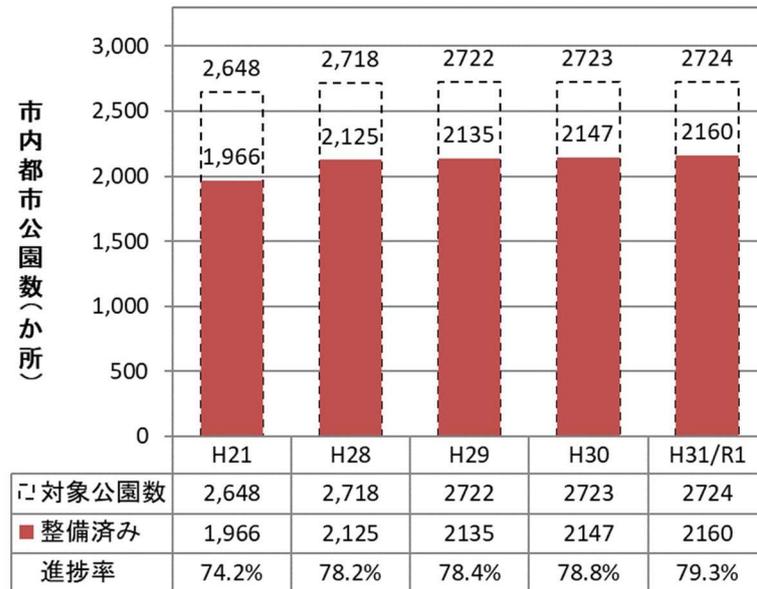
※主要な生活関連経路上の信号機を対象とする

○ 都市公園の整備状況

札幌市が所管する都市公園の整備状況は次のとおりです。

(1) 都市公園内における園路の整備状況

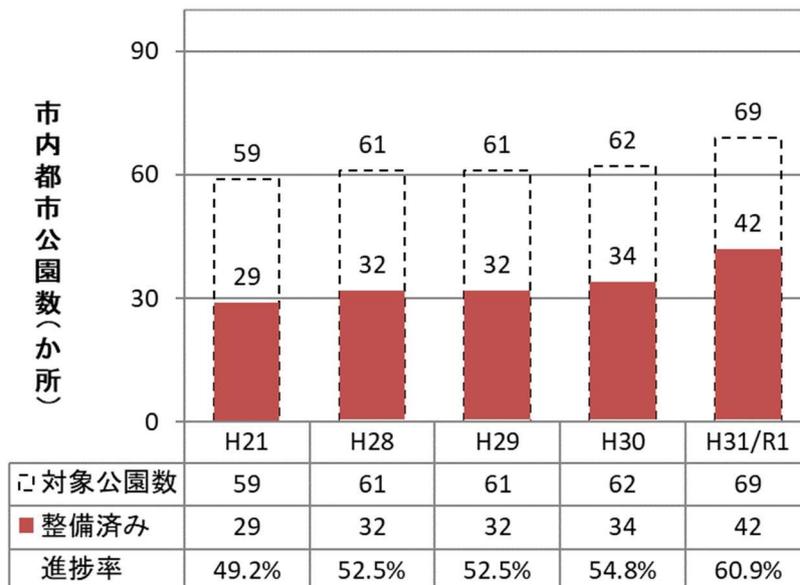
園路のバリアフリー化整備状況



※園路及び広場の設置された都市公園全体を対象とする

(2) 都市公園内における駐車場の整備状況

駐車場のバリアフリー化整備状況

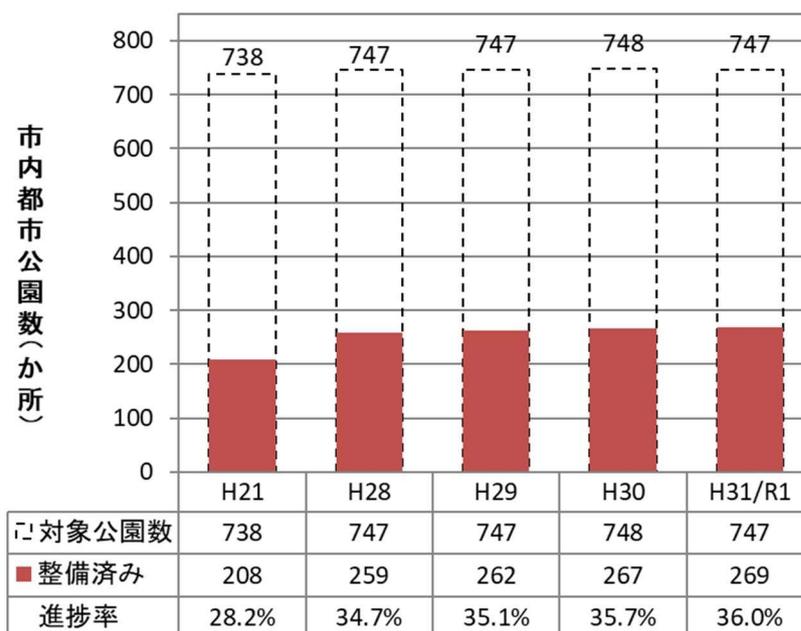


※駐車場の設置された都市公園全体を対象とする

(3) 都市公園内におけるトイレの整備状況

観光客などの利用が多く、トイレを複数棟設置する公園については、配置や設置数を見直しつつ、全てのトイレがバリアフリー化するように整備を進めています。

トイレのバリアフリー化整備状況

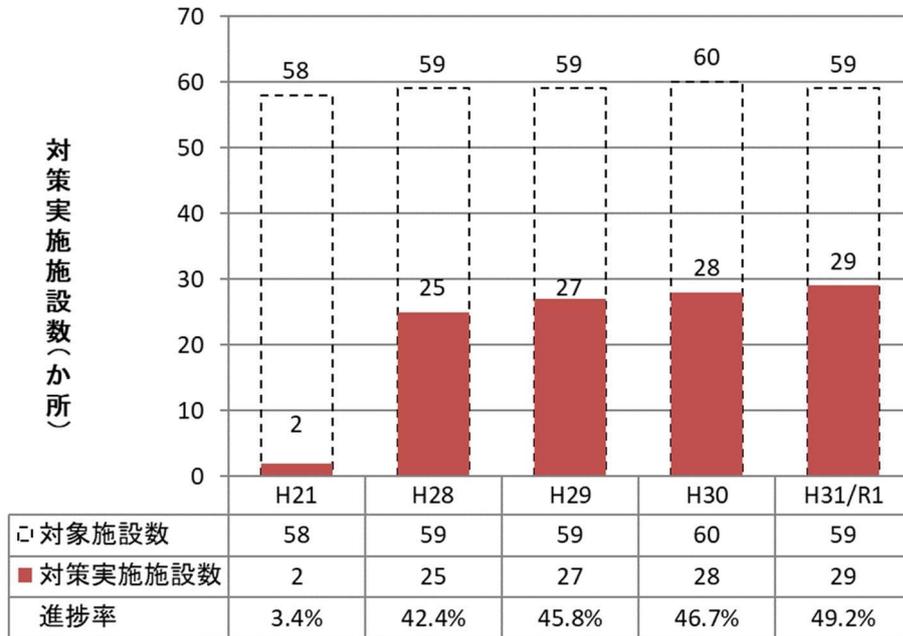


※トイレの設置された都市公園全体を対象とする

○ 建築物の整備状況

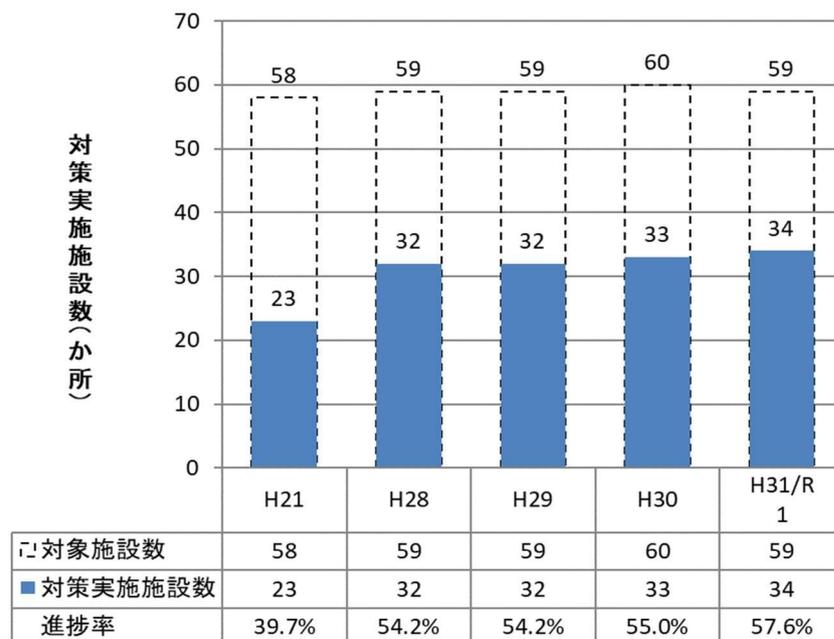
重点整備地区内に札幌市が所有する延べ床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の整備状況（バリアフリー化整備に着手した施設）は下図のとおりです。

経路のバリアフリー化状況



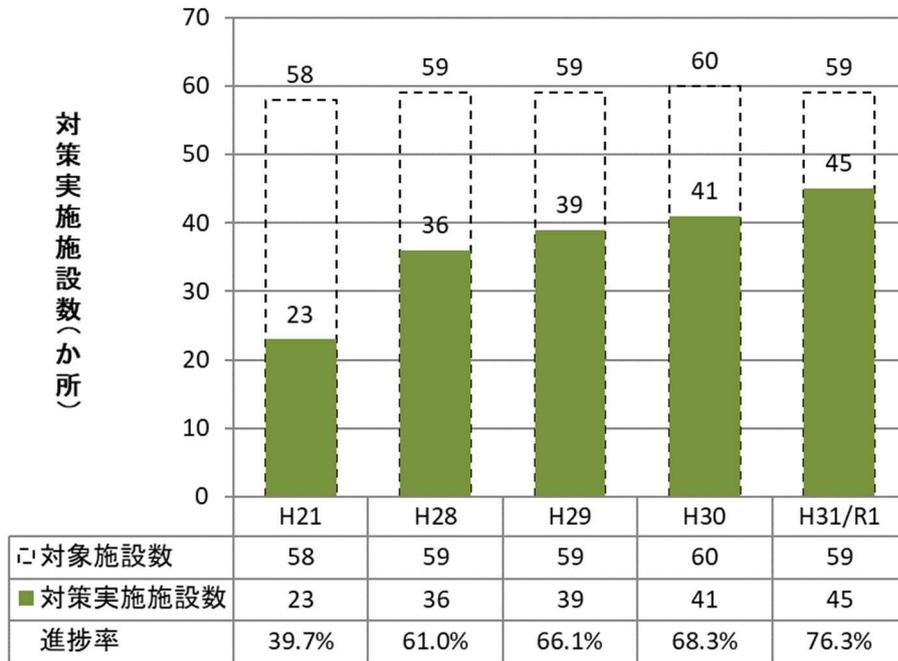
※重点整備地区内の施設を対象とする

エレベーターのバリアフリー化状況



※重点整備地区内の施設を対象とする

トイレのバリアフリー化状況



※重点整備地区内の施設を対象とする